

論壇

租税訴訟の行方

I 租税訴訟の以前の状況

私は、昭和59年に検事に任官した。その後、東京、那覇、横浜、盛岡などの各地方検察庁で勤務し、専ら刑事事件の処理に従事してきた。そんな私が、初めて脱税事件以外の租税事件に関与したのは、平成12年4月に東京法務局訟務部の租税担当の副部長になった時だった。そして、平成14年からは、法務省の租税訟務課長に就任し、以後2年間租税訴訟に明け暮れる日々を過ごした。このころまでの租税訴訟と言えば、国側の勝訴率が圧倒的に高く、優に90パーセントを越えていた状況であった。私がそれまで携わっていた刑事訴訟

II 税理士の補佐人制度の創設

ところが、そのころからこのような状況に徐々に変化が生じてきた。何故、租税訴訟における納税者側の勝訴率が低すぎるのだろうか。そのような問題点が真剣に検討され始めたのである。そして、出された結論は、「国側には、国税訟務官と訟務検事が租税訴訟を担当し、国税訟務官が税法の解釈と証拠の収集を、訟務

から、弁護士と共に、税理士が補佐人として、当然に租税訴訟に関与できるようにした。それに対応して、いくつかの大学院では、訴訟に關与しようとする税理士を対象としていわゆる「補佐人講座」が開講され、税理士に訴訟制度について学ぶ機会が与えられるようになった。こうして租税訴訟を国側と互角に戦える体制を一応整えたように思われた。そして、このこ

III 補佐人制度だけで十分な対応であったか？

私は、その後、再び検察庁に戻り、本来の刑事事件を処理する日々に戻ったため、それまでに比べると租税訴訟からは自然縁遠くなっていた。それが、今から約2年近く前に検事を退官し弁護士となったのを機に、再び租税訴訟に関与する日々が戻ってきた。そしてこの際分かったことは、この間の租税訴訟の推移は、嘗て私を含めた多くの関係者が密かに思い描いたようなバラ色のものではなかったということだった。租税訴訟における納税者側の勝訴率は、相も変わらず低調なままで推移していた。その原因として、国側

ろ、租税訴訟の歴史に一時代を画したF裁判官が現れたこともあって、納税者側の勝訴率が目に見えて高くなる。確かに、それまでは勝ち負けは二の次で単に提訴することに意義があるといった「意地の訴訟」が多かった。税理士に訴訟制度について学ぶ機会が与えられるようになった。こうして租税訴訟が活気づくと共に、極めて興味深いものに変貌していった。

が訴訟で敗訴するのを可能な限り避けるために、課税処分を慎重にするようになったためであるという指摘もある。確かに、そのような理由も影響しているのかもしれない。しかし、私にはもっと根本的な原因があるように思えた。それは、税理士法の改正が行われ、税理士に補佐人としての活躍の場が認められた際指摘されていたことが十分活かし切れていなかったのではないかとということである。即ち、補佐人制度が出来た際、「これからの税理士はタックスアカウンタントに留まらず、タックスロイヤーになるべきだ。」というこ



野本昌城氏 弁護士 税理士

とがしきりに喧伝された。そして、その対応策の一つとして、前に述べたように「補佐人講座」が各大学院で相次いで開講されたのだ。確かに、税理士が訴訟制度を勉強し、その知識を身につけて租税訴訟に関与することは必要なのに違いない。しかし、この「補佐人講座」で訴訟制度を勉強することだけで、本当に税理士がタックスロイヤーになれるのだろうか。私は、それは余りに安易すぎる。養殖する物を暗記する必要がある。私は、税理士が本当の意味のタックスロイヤーとなるためには、「補佐人講座」で訴訟を勉強するだけではなく、それと同時に、ある重要なことを実践する必要があるのだと考えるようになった。それは、こういうことである。

め、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠」は丸暗記し、すぐに思い出せるようにしておく必要がある。」と話してくれた。また、ある人の話は、「税法科目の理論の問題については、受験予備校から配布されたカードに書かれている事柄を丸暗記し、試験の際には一字一句間違えずに再現して記載できるようにする必要がある。」というものであった。これらの話のうち最初に紹介したケースでは、私は、養殖する物を暗記する必要があると全くなく、必要があれば六法を見れば済むことではないかと思う。また、後のケースでは、解答を一字一句丸暗記することの結果として「理論問題」などと言え代物なのかどうか甚だ疑問である。これらの話は、私には全く理解不能なものであったのだ。私には、法学部で授業を受けた際にも、また、司法試験の際にも、その話を聞かされた時、私はその話の内容を俄かには信じられないほど驚いた。それは、このような話だった。ある人は、「所得税法の変動所得に関する所得税法施行令7条の2の変動所得の範囲について、養殖する物として規定されている『はまち、まだい、ひら

たり前のことであり、そのような思考方法は完全に身に沁みついてしまっている。そのような教育を受けた者にとって、先に述べたような話は、ただただ驚くばかりだ。そのような試験制度で税理士が誕生しているとする、国税職員の間を省くために民間の資格者（下請け業者）をせせと育成しているのではないかとさえ勘ぐってしまう。つまり、税理士には、税法や通達などについて余計な疑問など持たず、それらを正確・迅速に適用し、ひたすら的確な業務処理に励んでくれることのみを期待している。かと思えないではないか。試験制度がこのようなものであるとすると、税務の最前線で活躍している税理士が、ある条文や通達、租税制度に疑問を持つことなど最初からほとんど期待できず、このことが延びれば租税法や租税制度がよりよいものになっていくことを阻害しているのではないだろうか。私には、そのように思えて仕方がないのだ。とは言え、試験制度に問題があるとしても、これを直ぐ改善することは現実的には簡単なことではない。では、どうすればよいか。私が考えるに、個々の税理士が日々の業務を行う中で、法律家が自然とそうしているように、租税法や通達、租税制度や実務慣行などに関し、常に「何故そうなるのか」「理由は何か」という疑問を持つことが必要ではないかと考える。常に

疑問を持ちながら日々の業務や勉強を行うこと、これができて初めて税理士がタックスアカウンタントに留まらず、タックスロイヤーとなるのではないか。税理士の中には志を高く持ち、既にそのような方法を実行している人もある程度いる。最近の事例で言えば、いわゆる「長崎年金二重課税事件」などある意味この方法による成功例だとも言えると思う。ただ、私としては、もっと多くの税理士が最初は意識的にそのような思考方法を使いながら業務を行ううちに、自然にそのような思考が身につくようになることが必要であると考えられている。そして、そのような状況が実現した時に初めて、日々の業務の中から多くの疑問が生じ、その疑問を最終的に解決するため、租税訴訟を活用するようになり、租税訴訟の数もおのずから増えてくるようになるだろう。また、疑問を解消するために真剣に考え抜かれた上で提起された訴訟は、これもおのずから納税者側の勝訴判決をもたらしていくのではないだろうか。税理士が、丸暗記ではなく、常に「何故？」という疑問を持ちながら、仕事や勉強をすることができるといえる。それが、納税者にとっての今後の租税訴訟の行末を明るくするものか、それとも依然として沈滞したまま終わらせるものか、正に分かれ目になるように感じている。